

第18回教育委員会会議

1 日時 令和3年10月26日（火） 午後3時30分～午後6時00分

2 場所 大阪市役所本庁舎地下1階 第11共通会議室

3 出席者

山本 晋次	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員
栗林 澄夫	委員
多田 勝哉	教育次長
塩屋 幸男	東住吉区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
三木 信夫	理事兼政策推進担当部長
川本 祥生	総務部長
忍 康彦	教務部長
福山 英利	指導部長
飯田 明子	生涯学習部長兼市立中央図書館長
上原 進	学校環境整備担当部長
村川 智和	総務課長
橋本 洋祐	連絡調整担当課長
仲村 顕臣	首席指導主事
上田 慎一	教職員サービス・監察担当課長
本 教宏	教職員人事担当課長
大多 一史	生涯学習担当課長
島上 智司	中央図書館利用サービス担当課長

武井 宏蔵 施設整備課長
松浦 令 教育政策課長
有上 裕美 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に平井委員を指名
- (3) 案件

議案第98号	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱及び解嘱について
議案第99号	市会提出予定案件（その12）（明治小学校建設工事請負契約締結）
議案第100号	市会提出予定案件（その13）（田川小学校建設工事請負契約締結）
議案第101号	市会提出予定案件（その14）（淀中学校建設工事請負契約締結）
議案第102号	市会提出予定案件（その15）（長吉小学校建設工事請負契約締結）
議案第103号	令和4年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト第2次選考合格者の決定について
議案第104号	職員の人事について
議案第105号	職員の人事について
議案第106号	職員の人事について
議案第107号	職員の人事について
協議題第25号	「大阪市教育振興基本計画」について
協議題第26号	「第4次生涯学習大阪計画」について
協議題第27号	「第4次大阪市子ども読書活動推進計画」について
協議題第28号	職員の人事について

なお、議案第103号から第107号及び協議題第28号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第99号から第102号及び協議題第25号から第27号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議な

く非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第98号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱及び解嘱について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

委員の委嘱に関しては、令和3年10月1日付けで2名の臨床心理士に委嘱したところであるが、今回、令和3年11月1日付けで、さらに1名の心理士に委員を委嘱するものである。今回委嘱する方は、大阪府臨床心理士会に推薦いただいた臨床心理士の阿部彩氏である。阿部氏は、臨床心理士として大阪府や京都市において、スクールカウンセラーとして勤務された経験や、堺市教育委員会において、いじめ防止対策推進法第28条の重大事態に関する調査審議などを行う、いじめ防止等対策推進委員会の特別委員の経験などもある。委員の任期に関しては、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則第3条第1項で、2年間と定められているため、委嘱期間は令和3年11月1日から令和5年10月31日までの間とする。

続いて、解嘱について、この度、令和3年4月1日から委員として活動いただいていた川原稔久委員より退任の申し出があったことから、令和3年10月31日付けで解嘱を行うものである。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第25号「「大阪市教育振興基本計画」について」を上程。

三木理事兼政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

9月28日に議決した素案については、10月1日の市長定例会見で、報道提供するとともに、同日から11月1日までパブリックコメントを実施しているところである。本日は、パブリックコメントの中間報告と併せて、素案に対する校長会及び各ブロック校長会等の意見も示す。パブリックコメントについては、10月18日時点で24件の提出があり、意見の数にすると69件あったが、本日は意見等による変更案を中心に説明する。

意見の状況であるが、素案の3つの最重要目標に対し、均等に意見があり、基本的な方向性すべてに広く意見があった。これらの中から、意見の数にして8件、そのうち2件は同じ趣旨であるので、修正項目としては7か所について意見を反映した案を作成してい

る。第1編の基本的な方向1の部分であるが、児童生徒の話を書くという対応を含めるべきではとの意見があったので、安全安心な教育環境の実現を展開する導入部分に、子どもに寄り添いながら、あるいは子どもの成長に繋がるように追記した。次に、教育委員会事務局の業務の継承レベルが落ちているとの意見があり、令和2年度より取り組む教育ブロックでの教育の推進に合わせて、教育委員会事務局のマネジメントの下、指導主事等の指導力向上を図ることを追記した。キャリア教育の内容について、子どもたちが大人になる頃を見据えるべき等の意見を踏まえて、人工知能 AI をはじめ、様々な技術革新と追記した。次に、多文化共生教育の推進で、単に子どもの問題ではなく保護者の課題である、あるいは大阪市に住みたいと思える子ども・保護者の視点が必要との2つの意見があったので、まとめて保護者・家庭に対する情報提供、相談機能の充実と追記した。次に町田市の報道や、タブレットもいじめの道具になるとの意見を踏まえて、深刻な課題であるネットいじめなどと追記した。また、校務運営を担う財務会計の専門家として、学校事務職員を位置づけとの意見も踏まえ、事務職員だけではなく、教員等も含まれるように、校園長、教頭等とするとともに、人材の活用に向けた校長のマネジメント能力の向上についても追記した。続いて、地域学校協働活動の推進について、地域活動協議会との関係を指し示すべきとの意見があったので、巻末の用語集に、その違いがわかるよう追記した。

次回11月18日の教育委員会会議では、これらの意見に対応する形で本市の考え方をまとめ、了承が得られればパブリックコメントの結果公表の際に、ホームページに掲載することとする。本日は時間の都合上、個々の意見については、説明は割愛するが、原案へ反映すべき等の意見があれば、後日、事務局に連絡をお願いする。

次に、素案に対する校長会との定期連絡会での主な意見を、9つの基本的な方向に沿って集約している。安全安心な教育環境の実現では、いじめの施策目標がわかりやすいことや、不登校への人材も含めた支援の検討についての意見があった。なお、学校施設のハード面の記載が必要ではないかとの意見があったが、教育振興基本計画は教育内容にかかる記述を行うこととしており、起債、予算の他、工事施工などの技術面が必要となる建て替えを含む、学校施設のハード面の整備については、大阪市学校施設マネジメント基本計画などに基づいて、計画的かつ適正に行うこととしている。また、誰一人取り残さない学力の向上では、新たに取り組む総合的読解力育成カリキュラムに対して、複数のモデルを作成し、学校が実情に応じて選択できるのが良いとの意見があったので、共有して進めたいと思っている。次に、教育DXの推進では、教員の研修は対面での集合研修の実施

や、オンラインで全教員が参加できるなど、色々なパターンがあると良いなどの意見があったので、新教育センター開設に向けた取組と併せて、研修の手法についても検討していく。人材の確保・育成としなやかな組織づくりでは、働き方改革に関して、人材の確保や教員の仕事とそうでない仕事の切り分け、部活動指導員などの外部人材のサポートを進めてほしいといった意見があった。また、大学連携に関して、大学院生等の受け入れ増加に、人材育成の効果や、学校ボランティア等を通じて、本市の学校で働きたいと思ってもらおうという、そういった人材確保の観点からの意見があった。

次に、素案に対する各ブロック校長会等からの意見を、9つの基本的な方向に沿って集約している。安全安心な教育環境の実現では、スクールカウンセラーや生活指導支援員の配置等への一定の成果や、より良い校則の作成について意見があった。豊かな心の育成では、ブロック化による学校支援事業や、学力向上サポート訪問等の支援の継続が求められている。幼児教育の推進と質の向上では、就学前カリキュラム等に基づいて、小学校がリーダーシップをとることも必要といった前向きな意見もあった。誰一人取り残さない学力の向上では、総合的読解力育成カリキュラムについて、より効果的な取組とするため、各校のカリキュラムを精査するなどの準備が必要との意見があった。教育DXの推進では、ICTアシスタントやICTアドバイザーの派遣等の支援や、ビッグデータによる分析結果により、さらに児童生徒個々に細かな支援ができるようになることへの期待が表れている。人材の確保・育成としなやかな組織づくりでは、長時間労働に繋がる資質向上に向けた校内研究活動に対する支援の期待や、土日の部活動の地域化による教員の負担軽減への期待が示されている。生涯学習の支援では、学校図書館の活性化に向けた配置の充実などの意見があった。これらの校長会、各ブロック校長会等の意見については、計画に実施するにあたっての参考とする。

最後に、今後の予定であるが、本日議論いただいた内容を踏まえて、寄せられた意見に対して、意見に対する本市の考え方としてまとめ、次回11月18日の教育委員会会議でお示しする。その後、市会の議論を踏まえた案を、12月の教育委員会会議での議論の上で、年明け1月に総合教育会議に諮り、2月、3月市会に議案として提出する予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 これからも意見が出てくるということで、意見がでそろってからまとめて大阪市の考え方を説明するということですが、例えば人員不足の話が書かれていて、反

映されているところには、文言としては人員不足の話は書かれていない。事前にお聞きしたら、それはブロック化の時にすでに人員を増員したということなのですが、ぜひ、そういったようなこともわかるように書いていただきたいと思います。また、深刻な課題であるネットいじめというのは本文に記載されるのですが、GIGA スクール構想下での ICT 教育の検討ですが、これも議論しているところなので、「いじめへの対応」の項でなくて、他のところで多分、記載されていると思います。色々な意見が出ているので、なるべくわかりやすく丁寧に、本市の考え方を出す時に記載していただければありがたいと思います。

【三木理事兼政策推進担当部長】 了解いたしました。本市の意見をまとめる時に、そのあたりの点もわかりやすく書くようにさせていただきます。

【山本教育長】 また、お気づきになられましたら、まだ時間がございますので、意見をいただければありがたいかと思えます。それでは、本日のところはここまでとしまして、事務局の方もまた、今のご意見も含めて、進めていただくようお願いしたいと思えます。

【三木理事兼政策推進担当部長】 ありがとうございます。

協議題第26号「第4次生涯学習大阪計画」について」を上程。

飯田生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

7月13日の教育委員会会議において、第4次生涯学習大阪計画の骨子案について説明をした。その骨子案及び当日いただいた意見を基に、社会教育委員会会議での意見や、区長会をはじめとする庁内からの意見も踏まえて、素案について検討してきた。

まず、7月13日の教育委員会会議で説明した骨子案の構成について、その際の教育委員の皆様方の意見等を踏まえ、社会教育委員の助言も受けて、施策推進における基本的な方向や施策内容の構成を、大きく3点、変更している。

まず1点目であるが、アフターコロナ、ウィズコロナを見据えた生涯学習のあり方が重要であるということ。また、どういった層にアプローチしたいのか、メリハリをつけることが重要だというような意見もいただいたので、その点を意識して、まず、困難に直面している人々の学びの支援、また、ICTを活用することによる学びから疎外されている人の学びの支援や繋がりづくり等、そういったものが重要であるという観点から、骨子案の段階であった基本的な方向の(1)と(2)を入れ替えている。また、その趣旨を明確にす

るために、新たな（１）について、「多様性と包摂性に基づく生涯学習支援」というタイトルにした。また、元々の（２）の②外国につながる人、③障がいのある人を含めて、支援を必要とする人々の学びについて、まとめて記載することとして、（１）の①を「誰一人取り残さない生涯学習」として、整理をした。２点目として、元々（２）「多様なニーズに応じた生涯学習支援」の①に置いていた家庭教育については、家庭を社会の構成単位と捉え、個人から家庭、地域、広域への拡がりという観点から、（３）の「支え合い、共に生きる社会を創る生涯学習支援」の②として移動をしている。また、３点目として、骨子案（３）の③学びによるネットワークづくりと、④の多様な主体との連携・協働のところを、構成をシンプルにするために、１つの項目にまとめたところである。

まずは、素案のあらましをまとめた概要版であるが、７月に確認をいただいたとおり、第４次生涯学習大阪計画は、「つながり、支え合い、共に育つ生涯学習の推進」を基本理念としており、２つのめざすべき未来像として、１つは、「誰もが主体的に学び続け、社会に参画できるまち」とし、２つ目は、「多様な市民が支え合い、共に生きるまち」としている。計画の位置づけとしては、教育振興基本計画と理念を共有し、本市の他の関連計画等についても踏まえることとしており、計画期間は教育振興基本計画と同じ、令和４年度から７年度としている。

図は、本計画における基本的な方向、施策の概念、関係性を示したものである。誰一人取り残さない学びの支援及びツールとしての ICT の活用を、まず基盤としてベースに据えており、これがすべての項目にわたって共通する考え方、重要な視点であるということを示している。そして、中ほどに、子ども・青少年、成人、高齢者のそれぞれのライフステージに応じた生涯学習の支援ということをしていくということを示している。この真ん中にある円の部分、楕円になっているが、この部分が、支え合い、共に生きる社会を創る生涯学習支援として、それぞれのライフステージに応じた生涯学習の要素としても、人材育成、家庭教育支援、教育コミュニティづくりと地域学校協働活動、そして、学びのネットワークづくりと多様な主体との連携・協働を進めるということを表している。この４つについては、エリアの拡がりも表しているが、いずれにしても、この４者が循環し、相互に関連しながら生涯学習活動を支援していくということを示す図としている。

それでは、それぞれの施策の内容について、今回新たに記述をしているが、主な点について説明すると、「（１）多様性と包摂性に基づく生涯学習支援」は、アフターコロナ、ウィズコロナの生涯学習ということを見据えて、その中で最重要視する視点ということも含

め、①として、「誰一人取り残さない学びを支援します」では、支援を必要とする人、困難に直面している人、これまで学ぶ機会を得られなかった人など、学びから長時間遠ざかっている人に対するエンパワーメントと学び直しの機会の充実に繋がる支援、それから、アウトリーチの視点によるサポート、外国につながる人への地域社会への参画を促す取組などを記載している。②「ICTを活用して学びを支援します」では、対面の学びとオンラインの学び、それぞれの特性を踏まえた学習機会の提供、また、ICTを活用した情報発信や相談、ICT活用にかかる格差、デジタルデバイドの解消、また、ネットリテラシーの醸成などを記載している。

「(2) ライフステージに応じた生涯学習支援」の①「子ども・青少年の学びを支援します」では、まず、学びに向かう力を育む生涯学習の基盤づくりを、そして、発達段階に応じた学びや交流、また、困難を有する子ども・青少年に対するセーフティネットにも寄与する取組等の推進ということを掲げている。②の「成人の学びを支援します」では、市民力、いわゆる市民一人一人が身近な問題について主体的に考え、共に解決にあたる力を市民力というふうに呼んでいるが、その育成であるとか、また、学び直し、成人基礎教育、人権尊重のための学習機会の提供などを記載している。③の「高齢者の学びを支援します」では、社会の変化に対応するための学びの機会、また、生きがいづくり、それから、地域活動やボランティア等、社会参加の促進について記載をしている。

(3)の「支え合い、共に生きる社会を創る生涯学習支援」では、まず、①として、「人材育成を支援します」としており、担い手の固定化、高齢化等に対して、活動内容の見直しとか、環境の整備、また、新たな担い手の参画のきっかけづくり、それから、認知度の向上のための情報発信などを掲げている。②の「家庭教育を支援します」においては、すべての保護者に対して学習の機会のみならず、交流、情報交換できる場づくり、また、啓発等について記載をし、③の「教育コミュニティづくりと地域学校協働活動を支援します」では、小学校の特別教室で実施している生涯学習ルーム事業の学校と連携した取組、また、地域学校協働活動として、学校教育支援に繋がる活動の充実により、社会に開かれた教育課程を実現すること、学校、家庭、地域の連携による教育力の向上などと、またその活動を支える人材の育成、その活動を支える仕組みづくりなどを記載している。また、前回意見をいただいた、各学校間での温度差を埋めていくためにも、保護者や地域への啓発のみならず、教職員への理解促進の取組等についても記載をしたところである。④「学びによるネットワークづくりや、企業・NPO・高等教育機関など、多様な主体との連

携協働を進めます」においては、個人であるとか、団体であるとか、かたちは色々あると思うが、ネットワークづくりの重要性、それから、高度な専門性を持った機関等の取組に関わる情報提供等について、記載をしたところである。

大阪市における生涯学習と関連施策、また、関係機関や団体との連携協働のイメージを示した図では、この図のとおり、本市において、我々生涯学習担当と、また、区役所や関係部局も含めた様々な関連施策や領域、それから関連機関、団体等が連携して、情報提供、学習、体験機会の提供、人材育成や活用、啓発など、効率的・効果的に推進することというようにしているところである。以上が概要版の説明になる。

本文の構成については、第3章までは骨子案で確認いただいた内容を文章化したもので、第4章からが概ね、只今、概要版等で説明をした内容となっている。

まず、本文の方で施策内容を文章で記載した後に、具体的にどういったことに取り組むのかを記載し、成果指標という、この3点の形でどのページも構成をしている。続いて、事前に説明した際に、学校の教職員のICTに関わる研修の重要性について指摘をいただいたので、このことを踏まえて、学校教育のICT活用にかかる現状を記載し、「教職員や学校教育の場」という文言を追記して、教職員のICTスキルにかかる課題意識について、教育振興基本計画と共有すべく記載をしている。

また、各取組内容のページに記載している成果指標については、それぞれの施策の方向性ごとにまとめたが、主に3種類のものを設定した。1つは、理念を共有する教育振興基本計画をはじめ、その他、関連する計画の指標と同一の目標とするものである。それから2つ目には、各区、局等の事業数を計る指標については、毎年、進捗状況調査を実施しているが、それを基に、概ねコロナ前の水準に戻すということを目標に数値設定をしている。また、独自に民間委託して実施しているネット調査であるとか、講座の参加者へのアンケート等で測る指標については、これまでの現状値が不明のものもあるが、他の類似項目の実績値から目標値を設定したところである。

次に、この計画に沿って、具体的にどのような施策が展開されているのかということについては、現行の生涯学習関連施策を今回の第4次計画の素案の内容に沿って、項目ごとに整理した表を添付した。教育委員会事務局で実施している事業のみならず、区役所や関係部局で実施されている生涯学習関連事業もあるので、確認をいただければと思う。

最後に、今後の進め方であるが、本日、委員の皆様方からの意見を踏まえ、素案について修正をし、再度、教育委員会会議で確認をいただいて、承認をいただけたら、概ね年内

にかけてパブリックコメントを実施したいと考えている。パブリックコメントを踏まえた修正案については、2月頃の教育委員会会議で協議いただき、議決をいただいて、その後、市長決裁により成案としたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 骨子案の構成ですが、これは生涯学習計画ということなので、ここにあるようなライフステージに応じた生涯学習支援が、骨子の1にきた方がいいのではないかと思います。考え方は人さまざまで、それに固執するわけではないですが、基本的には、子ども青少年について、どういうふうな施策をやりますか、それから、成人の学びはどうしますか、高齢者の場合、どういうことをやっていきますかというのが、ライフステージに応じたということだと思います。それらをするために、ある意味ではICTがその時代に必要であればICTになり、AIというものが必要であればAIになってくるし、あるいは、誰一人取り残さないということで点字なり、手話という手段としてあるということだと思います。社会教育委員会議ではひっくり返した方がいいという話だったのですけれども、元の方がいいかなという気がしますが、特にこだわるわけではありません。こういうふうな構成で、もし変えるということで行くと、基本理念のめざすべき将来像ということで、最初の人生100年時代におけるマルチステージ型人生において、すべての人が主体的云々ということ、これはあくまでも、こういったライフステージにおける学習支援ということがメインにきているので、ここら辺も多様性云々というのを、前に持ってくる方が良いと思いますが、これは、てにをはの範疇なので、あまり私もこだわるわけはありません。ただ、骨子の順番を変えるということであれば、そういうふうに変えるということなのだけでも、基本的には生涯学習ということなので、骨子の初めでそれぞれのステージの時にどういうことをやりますかという方が、わかりやすいのではないのかというのが私の感想です。

【飯田生涯学習部長】 ありがとうございます。確かに、庁内からの意見といたしましても、生涯学習の範囲が広くてわかりにくいというようなお話もありましたので、大竹委員にご指摘いただきましたような、それぞれのステージに応じて何をやるのかということ、を最初に持ってきた方がわかりやすいというのは、ごもっともなご意見というように思いました。ただ、私どもが誰一人取り残さない学びの支援と、ICTの活用というところを冒頭に持ってきましたところが、子ども・青少年の世代においても、成人においても、高齢

者においても、すべてに共通するようなキーワードになるなというところがございまして、一番冒頭に持ってこさせていただいて、これがその計画全体を貫いている考え方だということ、少しでもわかりやすくなるかなという考え方で、そうさせていただいたところでございます。また、ここで先生方のご意見をいただき、社会教育委員の方ともご相談をさせていただいて、その構成については、再度考えたいと思います。

【大竹委員】 特にそんなにこだわっているわけではないのですが、施策からいくと、生涯学習ということなので、それがわかりやすいかという考え方なのです。そういう面では、ICTというのは、あくまでもそれを支えるツールなので、それが前面に出てくるといのは如何なものかなという感じがちょっとしました。誰一人取り残さないということでは、それはそのとおりなのですが、この施策を見ると、手話とかそういう話なので、それは大事なのですが、そういう意味では、ある弱者に目を当ててということ、それなりの意義はあるのですが、生涯学習というところから見ると、もう少し大きく映る方がいいかなというような気がしました。特にそれが致命的な話でもないで、こだわりません。

【栗林委員】 包括的にまとめていただいて、非常によく考えていただいていると思いました。ただ、この成果指標一覧のところを見ると、非常に顕著かと思うのですが、現在はこういう状態ですと、それで、令和7年度には、これだけパーセント上げていくのとありますが、これは非常にしんどい思いをして、どう上げていくかわかりませんが、やりますと言っているということなのですよね。生涯学習を支えるという掛け声はいいのだけれど、支えているように見えなければ、支えていることにならないというか、そういう市民目線で、こういうふうにしてもらったというような考えも大事なのではないかと思います。やはり重点を置いて、これはありがたかったと市民が思えるようなものは何なのかということも、これ全部、パーセントを見させていただくと、こんなのだったら皆倒れるのと違うかというような数値を挙げてあるような気がいたします。それはそれで大事なのですが、大阪をやはり盛り立てていこうねということで皆、こういう取組を進めているつもりのはずですから、そこは 外部へアクセスした時に、ああやっぱりそうなのかと思ってもらえるようなところを、どこか2つなり、3つなり、重点化していくというのは、大事な視点ではないかという気はしたのです。

【飯田生涯学習部長】 ありがとうございます。おっしゃっていただいたとおり、本当に生涯学習を実際にやっているのが市民の皆様というところになりますので、それをどれ

だけ支援できたかというところを表せる指標ということで、重点化するべきところです。教育振興基本計画に掲げているものが、主にそこに該当してくることになるかとは思いますが、検討させていただきます。

【森末委員】 元々（２）で多様なニーズに応じた生涯学習支援というのを、（１）では多様性と包摂性に基づく生涯学習支援と、こう改められて、これに対応するのが多様性と包摂性と、こう書いて、多様性はよくわかるけど、包摂性ってインクルーシブなんですけど、何かこの言葉をあえて、持ってきたいのはわかるのですけれど、この記載されている文章の中で、何が包摂性なのかよくわからないなというのが印象なのです。どうしてもこの包摂性を持ってこないといけないのかどうか、持ってくるのならば、その包摂性というのをもう少し打ち出した文章にしないと、何かよくわからない。先ほど言いましたように、一般的に包摂性という言葉は、一般国民、市民に馴染んでいないというか、あるのは当然、大事なことなのですが、何かよくわからないねという話になるのではないかなというのがあって、この包摂性という言葉をあえて持ってこられた経緯は何かあるのですか。

【飯田生涯学習部長】 まずはやはり SDGs を意識いたしまして、記載をさせていただいております。基本理念のところ、つながり、支え合い、共に育つ生涯学習ということ考えた時に、やはりその多様性を意識しながら、誰一人取り残さないというところが非常に大事というところで、まずそのことを持ってきたというところがございます。その（１）の①の誰一人取り残さないという、その部分がやはり多様性ももちろんなのですが、いわゆる、社会的弱者の方も含めて、様々な方、すべての方を誰も取り残さずというところで、包摂性というところを言い表していると思っているのですが、伝わりにくい状況になっておりますでしょうか。

【森末委員】 別にこだわるのではないですけど、そういうのであれば、むしろその表題、（１）のゴシックの表題自体を、誰一人取り残さない生涯学習支援とした方が端的にわかりますよね。何か（１）の①誰一人取り残さないという意味を、多様性だけじゃなくて包摂性ですよというような説明であえてするのであれば、誰一人取り残さない学習支援と書けば、すごくわかりやすいという気がします。もちろん、このままでも構わないのですけれど、何か包摂性と来ると、うん？という感じで、説明されたら、わかるのですが。ああ、SDGs で、インクルージョンですねみたいな話なのですが、何かちょっと伝わ

りにくくなるのかなというのが印象ですので、検討いただけたらと思います。もちろん、この原案でも構いません。

もう一点は生涯学習大阪計画施策・事業一覧として、基本的な方向、施策の内容、事業名、所属担当と、こう書いてあって、これを今回新たに付けられたのですね。とてもわかりやすいなと思って、一覧見たら、こんなことやっているのだ、しかもこんなところが担当していることはがわかって、すごくいいことだと思います。ただ、担当まで書くと、課の名前が変わると、記載が変わるのだろうなというのが、まず第一点。それでも今、現時点の担当課を書くのはすごく意味があるので、とってもいいことですね。逆に言ったら、ここまで書くのなら電話番号を書いてもいいかなとか、どうせ変わるのならとかね。すごく丁寧だと思ったのです。ただまあ、それすると電話番号は変わりやすいから、余計だめなのかなと、でも担当を書くって、担当の名前だってよく変わるからね。だからそういう意味では、そんなことも検討いただけたらなというのが、第二点です。

【飯田生涯学習部長】 ありがとうございます。この施策一覧につきましては、まだ現段階では、途中段階のものであり、来年度の事業もまだ決まってない状況ですので、これは本日の資料ということで、パブリックコメント段階では公表しないものとして、取り扱おうかなというように思っておりますので、あわせて公表の仕方について検討させていただきます。

【森末委員】 ではこれが一体として、計画に付属されるものではないのですか。

【飯田生涯学習部長】 最終的には記載して参ろうと思っております。ただ、途中段階では、まだ確定のものではないので、4年度の予算がほぼ固まってからでないと思えないと思っております。

【森末委員】 そうすると、電話番号も書くことも検討していただきたい。

【飯田生涯学習部長】 はい。

【平井委員】 目次の立て方なのですが、振興計画のコンセプトをベースにされていますか。肝心なのはご説明いただいた生涯学習大阪計画の骨子がストーリー性をもってうまく伝わるかです。振興計画との整合性が重要だと思うのですが、いかがですか。

【飯田生涯学習部長】 教育振興基本計画の方では、この生涯学習大阪計画の方で取り扱っているものが記載されているのが、基本的な方向の8と9になるかと思えます。基本的な方向8で書かれていることが、主に目次のところでいいますと（1）の多様性と包

摂性に基づく生涯学習支援、(2)のライフステージに応じた生涯学習支援のところが、概ねそれに当たるところでございます。

【平井委員】 生涯学習大阪計画の目次の流れと、それから振興計画の流れ、これはある程度、整合していますか。

【飯田生涯学習部長】 振興計画の基本的な方向8と9の流れに沿った形で書かれているということになります。

【平井委員】 書き方を工夫していただき、読み手に伝わりやすくすることをもう少し検討して見ていただきたく思います。

【飯田生涯学習部長】 ありがとうございます。再度、もう一度、振興計画と突き合わせて、確認をして、検討させていただきます。

【異委員】 一点だけなのですが、このように具体的に拝見させていただくと、すごく情報とか、交流の場や機会、そして基本的な方向性ということで、わかりやすく、内容が充実しているなど思うのですが、この生涯学習というのが、普通に生活していると、あまり馴染みがないといいますか、私が自ら情報を取りに行っていないだけかもしれないのですが、なかなか一般市民に馴染みがなくて入ってこないかなというようにまだ感じます。なので、どのように市民、一般の方に周知、広報するのかというのを、今わかっている段階で教えていただきたらと思います。

【飯田生涯学習部長】 基本的には概要版といいますか、リーフレットみたいなものを作り、それで市民の方々に周知をしていくということを考えております。例えば教職員の方々でしたら、校長会等を通じてPRするとか、生涯学習の関係者ということでしょう、色んな生涯学習推進員さんの集まりの場でありますとか、そういったところを使いながらということになるかと思えます。また、実際現場でやられている方というのは、どうしても区役所との関係が深いと思いますので、各区の課長会を通じて、各区の方でも周知していただくようお願いをしていきたいと思っております。

【異委員】 区であったりとか、校長の方に周知されていると思うのですが、なかなかそれが我々保護者とか市民へ、あまり下りてきていないと言ったら、申し訳ないですけど、もっとこういう良い情報というのは知りたいというように、深く見ていくと、例えば子どもだったらキッズプラザを何も考えなくても、活用、利用していたりもするのですが、例えば高齢者の方だったら、シルバー人材とか老人クラブとか、地域ではすごく

活性化していたりとかあるので、何か広報の仕方というのをもう少し充実というか、一度見直し、検討されたらいいかと思います。

【飯田生涯学習部長】 ありがとうございます。参考に、また周知方法も考えてまいりたいと思います。

【山本教育長】 大変多岐にわたってご意見いただきましたし、社会教育委員の先生方の方での取りまとめということではありますが、座長なりとも、またお話もしていただいて、建設的なご意見ですので、その趣旨をうまく活用していただき、よりわかりやすく、より親しみやすい計画になるようにしていただきたいと思います。あと、計画づくりは社会教育委員の先生方が主体に、我々の方からお願いをしているのですが、その存在を市民の方に十分浸透させるというのは、これは恐らく生涯学習部の仕事でもあるけれども、役所全体で住民の方にとってどう意味のあるものにしていくのかということ、中身の良し悪しというのは、ある程度、社会教育委員と教育委員の先生方の方で作り上げる形でやっていただくということと、どのような形で浸透させていくのかというのが、逆に行政内部で、実務的な形で、具体的に何か、ホームページの立ち上げの問題ですとか、どういう場面で、どういうふうに周知していくのかというようなことについては、もう少し実務的に案作りと並行して、議論をしていただきたいと思います。多様なご意見いただきましたので、それも踏まえて、委員の先生方ともご相談いただいて、次のステップへ進めていただけたらと思います。

協議題第27号「第4次大阪市子ども読書活動推進計画」について」を上程。

飯田市立中央図書館長からの説明要旨は次のとおりである。

パブリックコメント実施に向けて、素案を作成したので、その内容について説明する。こちらの計画についても、前回7月13日の教育委員会会議で、計画の骨子概要案ということで提示をさせていただいた。その際に、学校教育における読解力の育成についての意見、また、ICTを使った読書について、特に低学年については紙で読むということの前面に出した方が良くといった意見をいただいた。これらの意見を踏まえ、素案の事務局案を作成している。具体的な、只今の意見を受けての修正部分、記載した部分については、後ほど説明する。また、作成にあたり、大阪市子どもの読書活動推進連絡会を実施して、学識経験者の方からも意見をいただいた。また、区担当教育次長会、実務部会でも報告をさせていただいたところである。

それでは、まずは、素案のあらましをまとめた概要版で説明をさせていただく。前回の教育委員会会議で説明した骨子概要案の内容が中心にはなるが、改めて簡単に説明をさせていただく。平成13年に施行された、子どもの読書活動の推進に関する法律で、国及び地方公共団体に子どもの読書活動を推進するとともに、その基本となる計画を策定するよう努めることが義務付けられたので、本市においては、平成18年3月に第1次計画を策定し、現在は第3次計画に基づいて取組を進めているところである。

次に、計画策定の背景であるが、2025年の万博の理念目的である多様性やSDGs、また、国や大阪府の子ども読書活動に関する計画を踏まえている。また、理念を共有する教育振興基本計画、生涯学習大阪計画、その他、読書バリアフリー計画、子育てや子どもの貧困等、関連する計画や指針等を踏まえて、計画を策定している。

成果と課題では、第3次計画では最重要目標として2つ、全国学力学習状況調査で1日あたりどのくらいの時間、読書をしますかに対して、読書をまったくしないと答える児童生徒の割合というものと、読書は好きだと肯定的に回答する児童生徒の割合、これを2つの目標として掲げていたが、どちらも目標値の全国平均には届かないものの、長期的には概ね改善傾向が続いているといえる。しかしながら、課題として書いているが、どちらも中学生における全国平均との乖離が大きくなっており、成長につれての読書離れの傾向というのが、全体を総括しての課題といえるところである。

第4次計画の期間は、令和4年4月から令和8年3月までの4年間、3次計画に引き続き、基本方針については、「大阪市のすべての子どもが自ら生き生きと読書を楽しめる、読書環境の整備」としている。

3つの観点についても、第3次計画から引き継いでおり、観点1、「子どもの読書環境の整備・充実」では、乳幼児期から発達段階に応じて、途切れなく読書習慣の形成に取り組み、生涯にわたって自ら課題を見つけ、主体的に学び続けることができる力を醸成すること、また、一人一人の多様性に応じた読書環境の整備、とりわけ、学校教育においては読書環境の充実を図るとともに、読書活動を通じて、読解力を育むことにも留意し、また、紙の本とデジタル両方を活用できる能力の育成を支援するとしている。観点2は、「子どもの読書活動に関する普及・啓発」で、電子書籍の活用促進など、ICTを活用した情報発信と、紙の本による読書推進を両立すること、また、読書活動については、成果等を検証し、必要に応じて改善していく方向をめざしている。観点の3であるが、「人と本、人と人をつなぐ場の拡大」では、図書館を事務局とする子どもの読書活動推進連絡会

を継続し、区や関連団体、市民主体の取組など、多様な人々との連携、協力の取組を拡大していくこととしている。

第4次計画の目標では、最重要目標は2つあるが、1つ目は3次と同じであるが、全国学力学習状況調査における1日あたりどのくらいの時間、読書をしますかという問いに対して、読書をまったくしないと答える児童生徒の割合としている。第3次計画では全国平均を目標ということで掲げていたけれども、こちらについては、教育振興基本計画とあわせて、2030年に全国平均となることをめざし、令和7年度の目標値を設定したところである。2つ目としては、大阪市小学校学力経年調査の方から、読書は好きですかに肯定的に回答する割合ということで、設定をしている。こちらも目標設定の考え方は、先ほどと同じで、いずれも教育振興基本計画の目標と連動しているところである。

第3次計画では、もう少し多い目標を設定していたが、教育振興基本計画にならい、シンプルにということもあって、目標の数を精査している。観点1の冒頭の2つが新規に設定した目標になり、これはいずれも大阪市教育振興基本計画の目標とも連動をしている。1つ目が、学校図書館の貸出冊数ということである。もう1つは、学力経年調査の方から、学校図書館やその蔵書を活用した授業を計画的に行いましたかに対して、月に数回程度以上と回答する学校の割合ということで、いずれも2030年全国並みというところを念頭に、目標値を設定しているところである。その他の目標については、第3次計画の目標と同じか、注釈があるものについては、対象をやや変更したところもあるが、基本的には第3次計画から引き継ぐものということになっている。概要版についての説明は以上になる。

次に、素案本文の内容についてであるが、非常にシンプルで、文章のみの表記ということであるが、成案とする際には、色々フォントの変更とか、強調をつけるとかいうことで、もう少しデザインにメリハリをつけられればと考えている。第1章と第2章に分かれており、第1章は概ね7月に説明させていただいた、骨子概要案をほぼそのまま文章化したものである。第2章については、目標達成に向けて、対象や場所との読書活動について、施策の方向と具体的取組を掲載している。具体的には1、「子どもの読書環境の整備・充実」であるが、教育振興基本計画にならい、施策の方向と具体的取組の2段階で記載をした上で、各取組目標については、巻末の方にまとめて記載している。なお、(1)乳幼児期における読書活動の推進においては、教育委員の意見を踏まえて、就学前は紙の本による読書習慣をつけることを重視するというので、記載をしている。

その他の教育委員の皆様からいただいた意見や、状況の変化を踏まえて、第2章において、第3次計画から変更した主な点について、説明をさせていただく。(2) 学校における読書活動の推進の施策の方向では、「読書活動を通して読解力を育むことにも留意して取り組んでいく必要があります」ということで、追記をしている。また、委員の皆様から、学校での読書の時間の確保が重要であるという指摘もいただいたので、「一斉読書の取組などにより、本に親しむ子どもを増やし、読解力を育てていくための教員からの積極的な働きかけが求められます」ということで、追記をした。また、学校司書の配置を進めることについて、記載をしている。学校司書の配置を進めることにより、「子どもたちが主体的に、より身近に本に親しむことをめざします」ということで、追記をしたところである。(3) 市立図書館における読書活動の推進の、①図書館利用者へのサービスのところであるが、発達段階ごとに、それぞれの年代層に向けた催しや展示等の企画を実施することとしている。また、大阪万博の理念や、読書バリアフリー法の制定等を踏まえ、一人一人の多様性に対応するため、「障がいのある子ども一人一人の状況に応じることができるよう、」点字図書、録音図書等、アクセシブルな図書等の収集や製作を継続し、読書バリアフリー資料に関する広報、啓発を進めますとしている。また、障がいのある子どもへのサービスについても、読書バリアフリー法や計画も踏まえて、用語等も計画等での表現に合わせているところである。また、外国につながる子どもについては、外国につながる子どもへの読書環境を整備するために、外国語資料の充実やお話し会、学校等への団体貸出の周知を図るなど、読書活動の拡充を図りますというように記載をした。2の「子どもの読書活動に関する普及・啓発」(1) 普及啓発事業であるが、第3次計画からの変更ではないが、委員の方から、早い段階から読書に親しむこと、家庭の教育環境、読書環境が重要であるという指摘をいただいたので、身近な大人が読書に親しむ姿を見せることについての大切さ、大人と子どもが一緒になって、読書に親しめるような場や催しについて、第3次計画に引き続き、記載をしている。3、「人と本、人と人をつなぐ場の拡大」(1) 区役所や地域施設を核とした家庭、地域、市立図書館の連携、協力の項であるが、令和2年7月に、「こども本の森 中之島」が開館しているので、そのことについて記載をしている。新たな子どもと本の出会いの場ができた、今後も子どもの本に関係する機関や人々が相互に情報を交換し、絵本や子どもの本への理解、知識を深め、その楽しさにふれる機会を拡充できるよう、取り組んでいきますというようにしている。素案についての説明は以上である。

最後に、第4次計画の策定スケジュールであるが、今後の予定については、パブリックコメントを11月末頃からしたいと考えている。それまでに、教育委員会会議で承認をいただき、パブリックコメントでの意見を受けた後、成案の案を、2月頃に再び諮り、来年3月の計画策定ということをめざしているところである。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 法律で計画を作らないといけないということで、もちろんそれを作った上で子ども読書を進めていこうと、それは当然必要なわけです。ただ、実は具体的にどうするのかというのが一番大事なのです。目標があって、読書の時間を増やしましょうとか、借りる本をいっぱいにしましょうとか、それはもちろん必要なことです。計画としては、では具体的にどうするのですかって、色々書かれてあるけれども、今回最重要目標としては、学校の授業時間以外に、普段、月曜から金曜、1日あたりどのくらいの時間、読書しますかに対して、ゼロではないという割合にしようと、高めようということですね。もちろん計画としては、抽象的な話になりますが、逆にこの施策目標を達成するには、例えば学校で必ず10分だけ家で読書しなさい、教材はこれですよと。それを配って、どんな方法であとチェックするのはともかく、短い天声人語みたいな、もっと簡単なものとか、学年によって違うでしょうけれど、それを渡して、10分読みましたと。その場合は、この目標は達成されたことにならないのですか。学校の授業時間以外だから、授業時間ではない。宿題やって、それだったら端的に、その目標を達成しに行くということは可能なのですよね。そんなことは逆に禁じ手なのか。むしろ、そんなことをせずに、もっと抽象的な、司書を増やしたりとか、蔵書を増やしたりとか、働きかけしたりとかいうことでこの数値が高まっていくことに意味があって、この数値をあえて取りに行くというのは邪道なのかどうか。邪道ではなければ、そういう進め方も逆にありなのかなと思うのです。もちろん、学校で週1回、これから本読ませますという話で進んでいきますけれど、では毎日10分から、5分でもいいから、必ず読んできなさいと。それがこの端末を使って、端末で読んだら、チェックしたら読んだことがわかるとかあるのではないですか。契約文書なんか、見ましたとか見てないとか、そんな形で、見ましたよと、それで初めて次にいけるとか、このような方法をとれば、全員ではないけれども、やはり読む人は増えるのではないかと思います。それ自体が読書に親しんだり、読解力を高めたり、活字のアレルギーをなくしたりということで、すごく意味があると思うので、これはこの大きな計画というよ

りも、もっと具体的な、今後、考えていただける読書を取り込む具体的な方策で、考えていただいたらいいのですが、そんなことを考えられるのかなということは、今回見せていただいて、端的にそう思いました。

【飯田市立中央図書館長】 ありがとうございます。図書館としましては、できるだけ小さい頃からの読書習慣をつけていただくということを最重要視しており、例えば、セレッソ大阪と連携しての読書手帳でありますとか、前に異委員がおっしゃっていただきましたけれども、学級文庫でありますとか、そういった、できるだけ本に親しんでもらえるような環境整備をして、そこから読書習慣をつけていただくことというのを重視しておりますが、ある程度、強制力といいますか、そういうところも必要なのかもわかりませんが、そのあたり、指導部の方とも相談しながら、学校でどういった取組ができるのかといったことは、実際に進めていく上で考えていきたいと思っております。

【森末委員】 本当は、読書は毎日少しでもやる方が絶対いいと思いますので、もちろん週1日、学校でしっかり教えてもらうのも必要ですけど、こういう短い時間、細切れの時間でも必ず読むという習慣をつけるということを、大阪市はやりますというのは、とてもいいことと思うので、検討いただきたいと思います。それは学校教育の方かもしれませんが、お願いします。

【異委員】 学校側も、結構、読書に関しては努力されているのかなというような印象は見受けられます。毎日、朝10分から15分、強制的にと言ったら申し訳ないですけど、座って本を読む時間を設けているとか、先ほど言われたセレッソと連携をとって、カードですか、何かブックみたいなのにスタンプ押していくとか、そういったこともされているなというのはすごく感じます。正式名称わからないですけど、中之島のこども本の森はすごく立派な施設ですよ。コロナ禍でオープンして、私もまだ行けていないのですが、中身とかは実際見てみたいと思います。あれはもう本当に、本に親しむことにはすごく良い施設かなと思いますので、遠足とか課外学習とかで、どんどん大阪市の子ども行けないのかなというように思います。まず、本ばっかりの充実した施設なので、そういったところに子どもたちが遠足してもうこのコロナ禍ですごく楽しみにしていると思いますので、どんどん行ってほしいと思います。

【飯田市立中央図書館長】 こども本の森につきましては、経済戦略局の方が所管をしているということで、確認をさせていただきましたけれども、小学校や幼稚園、保育所、保育園等から施設見学というのを受けているということではございます。ただ、割合

としては今、週に1回程度、そのような時間を設けておられるということで、それ以外の時間帯は、基本的に事前予約をしてというところで、一般の方を受け入れておられるようですので、そこはなかなか予約枠がすぐいっぱいになりますよということでございました。そのあたり、経済戦略局ともまた相談しながら、枠がまだ空いているというようなことであれば、働きかけをしていけたらと思っています。ありがとうございます。

【平井委員】 指導部には、学校が組織として読書指導するというフローチャートと教員の育成という意味で、若い先生方が、自分のクラスで読書指導をするというフローチャート、この2つのモデルを形にしてほしいと思います。読書指導だけではありませんが、国語の先生が中心になる可能性が高いと思うのですが、ポイントは以下に温度差を埋め、全校体制になるようにもっていきけるかではないでしょうか。いわば、カリキュラム・マネジメントの一環です。事務局は教学マネジメントがうまく機能するような環境づくりをバックアップしていくことが重要だと思います。例えば、学校評価を紐づけていくのも方法でしょう。先ほど説明を聞いていると、かなり細かく、且つ効果的な手法で取り組まれようとしているので、定着に向けた具体的な取組例などを示されてはいかがでしょうか。また、学校の授業時間だけでは読書内容が完全に定着しないから自宅に帰って、継続的かつ自主的に読めるような体制づくりも必要ではないでしょうか。

【飯田市立中央図書館長】 たくさんご示唆いただきまして、ありがとうございます。具体的な検討をしたいと思います。

【山本教育長】 色んなご意見をいただきましたので、必ずしも図書館機能だけの問題ではなくて、学校の指導の要素にもなりますので、一度整理をして、答えの方は全部、総合教育会議でまとめて用意する形になると思います。またその辺も連携をとって、整理の方、よろしくお願ひしたいと思います。

【飯田市立中央図書館長】 ありがとうございます。

議案第99号「市会提出予定案件（その12）」から議案第102号「市会提出予定案件（その15）」についてを一括して上程。

上原学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第99号から102号までの案件は、校舎建設工事請負契約の締結にかかるものであるが、いずれも予定価格が6億円を超えるために、今後、大阪市会での審議をお願いする必要があるものである。まず、1件目、議案第99号については、西区の明治小学校における

校舎増築工事である。明治小学校においては、生徒数が急増している。現在、通常学級が14クラスのところ、令和7年度には20クラスとなる見込みである。既存の校舎では教室が不足する見込みであるので、同敷地内に校舎を増築し、普通教室等を確保するものである。工事概要のとおり、4階建ての校舎棟1棟の建設について、名工建設株式会社と、予定価格約6億2000万円のところ、契約金額5億8960万円で契約をしたいというように考えている。現況の配置図の網掛けの部分の、普通教室棟と書いている校舎を解体して、工事完了時の配置図の中心にある増築校舎棟というところに校舎を建設するものである。次の第100号から102号は、増築ではなく、老朽化に伴う建て替え工事である。まず、第100号の方は、淀川区の田川小学校であるが、昭和55年に建てられた屋内運動場及び昭和59年に建てられたプールについて、一体的に建て替えを行うものである。工事概要にあるが、4階建ての建物1棟の建設等について、株式会社今西組と契約金額6億5890万円で契約をしたいと考えている。網掛けの部分の屋体棟と書いているのと、屋外プールを解体して、今、プールがある場所に一体的に建て替えるという工事である。次、101号の方は西淀川区にある、淀中学校で、昭和33年から37年に建てられた校舎を建て替えるものである。工事概要のとおり、5階建ての校舎1棟の建設等について、株式会社シマと契約金額6億3250万円で契約したいと考えている。六角形のような校地であるが、上の部分の網掛けの部分と、左下の部分の網掛けの部分を解体して、右側が完成後だが、左下の方の南棟増築校舎と書いてある部分に、新たな校舎を建設するという計画である。最後、議案第102号は、平野区の長吉小学校であるが、昭和36年に建てられた校舎を建て替えるものである。工事概要のとおり、3階建ての校舎1棟の建設等について、野村建設株式会社と契約金額6億5450万円で契約をしたいと考えている。網掛け部分の校舎を解体して、右側の工事完了時の配置図の左上の斜線部分に新たな校舎を建設する。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 この4件の契約に関しては別に異議、異論ないのですが、1点、お伺いしたいのが、今から校舎を増築や、老朽化で建て替えたり、普通教室ができたりする際に、例えば蛍光灯を省エネのLEDにするとか、例えば小学校といえばイメージは黒板なのですが、黒板も、ICTも進んでいるので、そのまま投影できるプロジェクタースクリーンであったり、何かそういうものを今後建て替える時に、変えていったりするものなのですか。

【上原学校環境整備担当部長】 ご質問あった件につきましては、いわゆる改築、老朽改築であるとか、増築の際に、普通に取り組まれているシステムでありますとか、今言われたプロジェクターなどは、最新のものを学校と相談しながら、導入するようにしております。

【異委員】 やはり省エネとか環境にやさしく、例えば、LEDは蛍光灯に比べたら、持ちも2～3倍ぐらい良く、少し価格は高いかもしれないですけど、長い目で見たら経済的にもやさしいのかなと思います。

【上原学校環境整備担当部長】 照明は一応、新しい校舎になる時にはLEDに変わるようにしております。

【異委員】 もう変わっているのですね。

【上原学校環境整備担当部長】 標準仕様になってございますので、ご指摘のところは、何とか実現できる形になろうかと思えます。

【異委員】 良かったです。ちょうど先週、小学校へ行く機会があって、そういったところも目についたもので、質問させていただきました。

【森末委員】 議案の101と102で、かなり古い建物、60年近く経っている分を、改修で済ませるとこもあるのですけれど、これは大丈夫なのですか。どういう基準で改修にされているのか、あるいは、それを潰して建て替えの、そのあたりの何か基準があるのですか。

【上原学校環境整備担当部長】 国の文部科学省でも、たくさん全国的に老朽校舎がございますものですから、施設を大切に長く使おうという計画策定を各団体に求めており、私ども、平成29年度に学校施設のマネジメント計画というものを作成して、公表させていただき、その中では、大阪市でも基本的には、今までは60年から70年たてば、鉄筋コンクリートの校舎は改築するというのが基本で進めておりましたが、長寿命化という計画を入れて、築後40年を経過していないものについては、だいたい40年ぐらいのところ、大規模な長寿命化改修というのをやりますと、概ね校舎が80年から100年使えるということで、一般的な老朽、鉄筋コンクリートの校舎については、築年の比較的新しいもの、昭和48年より新しいものについては一応そういった長寿命化改修の対象としております。それより古いものについては、一般的にはもう改築をした方が、コスト的にも効率的ですので、基本的にはそんな考え方なのですが、中には体育館など、鉄骨造りで、もっと寿命の

短いものもございますので、そこは長寿命化できるものは、昭和48年以降のものはしていくという考え方で取り組んでございます。

【森末委員】 先ほど、昭和33年とかそういうことを聞いたので、どうしてかと思ったのですけれど、そうすると、長寿命化改修で済ませる分はそこまで経っていない分だということですか。

【上原学校環境整備担当部長】 はい。そうです。

【森末委員】 その中で、潰して建て替えるのは60年経っているものという趣旨ですか。

【上原学校環境整備担当部長】 はい。

【森末委員】 了解です。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれの議案も原案どおり可決。

議案第103号「令和4年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト第2次選考合格者の決定について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである

この選考については、本年3月1日の教育委員会会議において、募集要項をご承諾いただき、これを3月10日に公表し、これまで進めてきた。なお、第1次選考の結果は8月6日に発表し、第2次選考は9月末日までに実施をしたところで、本件は最終合格者を決定するものである。合計655人を最終合格者として考えている。合否判定の方法であるが、これは3月10日に公表した募集要項のとおりである。合格基準点については、昨年度の選考と同様に、筆答では平均点の6割または7割、実技は平均点の6割、面接は満点の5割として、合格基準点に達していないものが1つでもある時は不合格としている。続いて、校種別、教科別の合格者数は、いずれも退職予定者数などを勘案して、合格者数を設定しており、先ほどご説明をした合否判定方法に沿って、合格基準点に達していないものが1つでもあり不合格とした者を除き、上位者から順に合格とした。議案書に記載した事項で説明させていただかなかったものは、昨年度も示しているが、今回の選考の特徴と状況を示すデータ、資料である。また、お手元の個別集計表については、校種別、教科別に受験者の個別の受験結果を記載したもので、合否判定方法に従って順に並べたものであ

る。本日、合格者の決定について承認をいただけたら、10月29日の金曜日に公表したいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 会議終了後これを回収と書いてある資料について説明をお願いします。

【本教職員人事担当課長】 会議終了後回収と書いていますのは、個人の情報が含まれているためです。これにつきましては、受験生の筆答、実技、面接における点数及び順位を上位から並べ、記載されているものとなっております。

【平井委員】 小学校で英語が教科化され、中学校と併任するケースが多いかと思いますが、小学校における英語教員の十分な確保はできているのでしょうか。

【本教職員人事担当課長】 中学校の英語教員が小学校に下りてきて、専科を担当しているのが20校でございます。今年度につきましては、国の方から専科の加配が下りてきていますが、すぐに充足するかというと、やはり厳しい状況にはございます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第28号「職員の人事について」を上程。※大阪市職員基本条例第30条第5項の規定により非公表

議案第104号「職員の人事について」を上程。※大阪市職員基本条例第30条第5項の規定により非公表

議案第105号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、中学校の再任用事務職員で、処分内容については、懲戒処分として停職2月とする。

当該職員は、複数の不適正な事務手続きを行っていた。平成27年4月に異動となった際、以前に勤務をしていた学校、その教職員の個人情報を含んだ文書を赴任校、着任校に持ち運んだ。異動した先の学校において、管理職等からこれらの文書を整理するように指示を受けたが、約1年半にわたり、これを放置した。平成30年度に勤務していた中学校に

において、卒業生に返金できなかった学校徴収金の一部を事務室金庫に保管し、校長先生などから、繰り返し指導されたにも関わらず、約半年間にわたって返金を行わなかった。また、事務監査時に指摘を受けないように、当該現金を一時的に自席の机で保管をした。続いて、令和元年度にも返金できなかった学校徴収金の一部を、適正な手続きを経ずに出金をし、事務室金庫に保管をした。平成30年度における生活保護受給者に対する教育扶助費について、毎月行うべき請求手続きを行わない中で、収入報告書を作成し、口座に私金を入金した。令和2年3月末の転出生徒に対して返金する学校徴収金について、これも私金で立て替えて、支払いを行った。平成30年度の学校徴収金に関する契約について、18件について、不適正な契約事務を行った。令和元年度の学校徴収金に関する契約についても、25件について、不適正な契約事務を行ったというものである。なお、当該職員は、物品等契約における支出起案書の作成を怠ったことなどにより、平成22年12月に減給3月の懲戒処分を受けている。発覚の経緯であるが、大阪市立中学校に持ち運んだ資料について、令和元年8月ですが、教職員の個人情報が入った書類であったことを確認した校長が、教育委員会事務局に報告をした。事務指導監察において、未返却の学校徴収金を確認され、その返金が完了した後の令和元年8月、教育委員会事務局の担当者が校長から報告を受け、関係先と情報交換、共有をしたというところである。令和2年4月、校長は、未返却の学校徴収金が入った封筒を確認したため、引き続き、確認作業を進めたところ、私金での立て替えと事業起案や契約決済を行わずに支出決議を行っている不適正な契約事務が見つかり、令和2年4月10日、校長がこれらを教育委員会事務局の担当者に報告したというところである。教育委員会事務局においては、事案の確認の最中に追加事案をもたらされたというところから、一括をして事実確認などの対応を行ってきたというところである。当該職員は、反省の弁を述べている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第106号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、小学校の主務教諭で、処分内容については、懲戒処分として減給2月とする。

事実の概要であるが、USB メモリーなどの電磁記録媒体に個人情報記録して持ち出すことを禁止されているにもかかわらず、児童及び卒業生の氏名、成績、写真などの個人情報を私物の USB メモリーに保存をし、紛失をした。また、個人情報の取り扱いに関する調査に対し、虚偽の申告を行ったというものである。発覚の経緯であるが、本件の経緯等についての令和 3 年 3 月に教育委員会宛てに USB メモリーが届き、内容を確認したところ、当該教諭の私物であることが判明し、事案の補足であるが、当該教諭は、USB メモリーに過去のデータが残っていることについては、消し忘れであると言っていた。また、前勤務校では、USB メモリーを自宅へ持って帰ることはあったが、現勤務校に赴任してからは、USB メモリーを持ち帰っていないと述べている。一昨年の 2 学期あたりまでは使用していたが、自身の机の中に入れてそのまま使用せず、いつから紛失していたのか、認識をしていないというように述べたということである。なお、現勤務校が毎月行っていた調査において、虚偽の申告を行っていたということである。当該教諭は、反省の弁を述べている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第 107 号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、中学校校長で、処分内容については、懲戒処分として戒告とする。

当該校長は、各年 5 月 1 日現在の在籍生徒数が、学級数及び教員の配置数を決定する基準であるということを知っていたにもかかわらず、新 1 年生の在籍予定生徒数について、3 学級となる旨を校内で報告を受けていながら、減人数、減員等の修正を行わず、本年 4 月 20 日まで、4 学級での認定及び教員の過剰配置を受けたというものである。補足について、令和 3 年 2 月、校区内に転居予定であると保護者から、同校の就学希望の意思を伝えられた方がおり、詳細の確認ができていなかった。同月下旬、教頭が就学未定となっていた別の児童宅を訪問して、私立中学校への合格と入学意思を確認した。教頭は、保護者に対して、早急に入学等の手続きを行うように依頼をしたというところである。令和 3 年 3 月 3 日の夕刻の時点で、先ほど説明した、児童が私立中学校へ進学する旨の連絡が区役所からあり、この時点で新 1 年生の在籍予定者数が 119 名となった。しかし翌日の教育委員会事務局からの調査には、転入予定者についての状況があったため、説明をした、私学進学者がこの時点で手続きが未了だったというようなこともあって、在籍予定生徒数を 121

名と回答した。月末近くの再確認においても変更なしと、121名と回答した。新年度4月12日になり、入学式後のこととして、在籍生徒数を119名と教育委員会事務局に報告をした。教育委員会事務局の担当へ学級数変更届を提出し、適切な3学級での承認を受けたところである。発覚の経過であるが、教育委員会事務局内で担当管理状況確認を行い、事実が判明し、事案を確認したところである。当該校長は、反省の弁を述べている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
